目次

第一　総則

一　趣旨

二　設置の基本

三　運営の基本

四　協力・連携・協働

五　著作権等の権利の保護

六　危機管理

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

（一）　基本的運営方針及び事業計画

（二）　運営の状況に関する点検及び評価等

（三）　広報活動及び情報公開

（四）　開館日時等

（五）　図書館協議会

（六）　施設・設備

2　図書館情報資源

（一）　図書館情報資源の収集等

（二）　図書館情報資源の組織化

3　図書館サービス

（一）　貸出サービス等

（二）　情報サービス

（三）　地域の課題に対応したサービス

（四）　子どもの発達段階に対応したサービス

（五）　利用機会の普遍的な確保に資するサービス

（六）　多様な学習機会の提供

（七）　ボランティア活動等の促進

４　職員

（一）　職員の配置等

（二）　職員の研修

二　都道府県立図書館

１　域内の図書館への支援・連携

２　施設・設備

３　調査・研究

４　図書館情報資源

５　職員

６　準用

第三　私立図書館

一　管理運営

１　運営の状況に関する点検及び評価等

２　広報活動及び情報公開

３　開館日時

４　施設・設備

二　図書館情報資源

三　図書館サービス

四　職員

第一　総則

一　趣旨

1　この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全で持続的な発展及び図書館サービスの充実に資することを目的とする。

2　図書館の設置者及び図書館は、図書館がすべての人の知る権利を保障し、知識、思想、文化及び情報への自由かつ平等なアクセスを確保する機関であることを踏まえ、この基準に基づき、法第三条に掲げる事項その他の図書館サービスを実施し、もって国民の教育及び文化の発展並びに地域の活力向上に資するよう、地域社会における知識基盤として、その設置の目的及び使命を果たすよう努めなければならない。

3　図書館の設置者及び図書館は、急速に変化する社会の情報環境に的確に対応し、図書館の事業及びサービスをさらに発展させるため、地域の実情に即しつつ、必要に応じて新たな情報技術の継続的な導入に努めるものとする。

二　設置の基本

1　市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

2　都道府県は、都道府県立図書館の機能の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、図書館サービスに係る市町村や関係機関との共通的な基盤の整備及び充実に努めるものとする。また、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な支援・協力等を行うものとする。

3　公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三　運営の基本

1　図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的及び使命を適切に達成するため、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。また、図書館サービスを担う専門的職員としての司書及び司書補の確保並びに適切な処遇、資質及び能力の向上に十分留意するとともに、その専門性を発揮することができるよう、計画的な人材の確保及び育成、適切な配置その他必要な環境の整備に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、知識基盤社会における知識及び情報の重要性を踏まえ、図書館情報資源（電磁的記録を含む。以下同じ。）の提供その他利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施並びに読書活動の振興を担う機関として、地域の実情に即した持続的な運営に必要な施策の実施に努めるものとする。また、地域の情報拠点・記憶装置として将来にわたる継承及び発展に努めるとともに、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に応え、行政機関、学校その他の諸機関・諸団体並びに利用者及び住民との連携・協働により、地域の課題解決に資するよう努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握し、図書館情報資源の体系的な収集、整理、保存及び提供に努めるものとする。また、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための支援に努めるとともに、市町村立図書館及びその他の図書館並びに関係する諸機関との連携・協働を促進し、相互の図書館サービスの充実と向上に資するための調整並びにネットワークの形成に努めるものとする。

4　私立図書館は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的及び使命に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

5　図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、この基準を踏まえ、地域の実情に応じた事業及び図書館サービスの水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保、専門職としての適切な処遇並びに資質及び能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、必要な管理運営体制の整備に努めなければならない。

四　協力・連携・協働

1　図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、図書館情報資源の相互利用その他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。この場合において、地域の実情に応じて図書館機能を十分に発揮するため、地域内又は広域の複数の図書館並びに学校及び公民館その他の関係機関が緊密に連携・情報共有し、ネットワーク型図書館として機能するための取組に努めるものとする。

2　図書館は、前項の活動の実施に当たっては、利用者及び住民の学習要求への対応及び地域文化の醸成を図るため、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、幼稚園・保育所等の教育・保育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設等との連携に努めるものとする。また、文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）の趣旨を踏まえ、文字・活字文化の振興及び地域の活性化に資する民間団体及び民間事業者等との連携に努めるものとする。

3　図書館は、公共的活動の担い手として利用者及び住民等と協働し、政策形成及びサービス開発に関して、住民ニーズの把握を含めた検討・企画・実施・評価の各段階において共同して取り組むものとする。この際、住民の経験や知識を尊重し、図書館の専門性と住民の主体的参画を相互に活かすことにより、地域の課題解決及び学習機会の充実に資する協働の仕組みの形成に努めるものとする。

五　著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員及び利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令が定める条件に基づく利用に配慮しつつ、その規定する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

六　危機管理

1　図書館は、災害、野生動物による被害、事故、事件、カスタマー・ハラスメント、サイバーセキュリティに対する脅威その他非常の事態による被害を防止し又は軽減するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、危機管理に関する手引書の作成及び更新並びに関係機関及び防災、防犯その他危機管理に関する専門的知見を有する者と連携した危機管理に関する対策、訓練及び研修の定期的な実施その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2　図書館は、利用者及び職員の安全の確保のため、防災上、防犯上及び衛生上必要な設備及び備品を適切に備えるよう努めるものとする。

第二　公立図書館

一　市町村立図書館

1　管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

1　市町村立図書館は、その設置の目的及び使命を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、第一の四の３に定める趣旨に基づき、利用者及び住民その他の地域の関係者の参画を得て、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標（以下「指標」という。）を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。この場合において、指標及び指標に係る目標の設定に当たっては、図書館の目的及び使命の達成状況を適切に把握できるよう努めるものとする。

4　市町村立図書館は、前二項の基本的運営方針並びに指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。この場合において、社会の変化や地域の実情に応じ、地域課題の解決や学習機会の充実に資する住民等との協働による取組、具体的な事業に関する事項等を明確に定めることが望ましい。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

1　市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の２の目標及び事業計画の達成状況等に関し、自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。この場合において、評価の目的及び指標の意味を明確にし、その結果を運営の改善に活用することが望ましい。

2　市町村立図書館は、前項の点検及び評価に当たっては、貸出冊数等の量的な側面に加え、役割や地域特性に応じた成果等の質的な側面も含めて行うことが望ましい。また、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用等により、学校・社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者、利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うとともに、図書館利用に障害を有する利用者の意見を積極的に把握するよう努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4　市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。なお、公表に当たっては、前二項の過程を具体的に示すことが望ましい。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する利用者及び住民の理解と関心を高め、利用の促進及び協働の推進を図るため、広報紙等の刊行やインターネットをはじめとする多様なメディアの活用等により、積極的かつ計画的な広報活動並びに双方性のある情報交流を行うよう努めるものとする。この場合において、多様な住民が同じように情報を支障なく利用できるよう配慮し、図書館運営に関する情報の適切な公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利便性を向上し、利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や多様な生活時間や働き方に配慮するとともに、夜間・休日の開館等に努めるものとする。この場合において、電子図書館等のオンラインサービスの持続的な提供や開館時間外における資料の受取・返却環境の整備を図るほか、移動図書館を運行する場合は適切な周期による運行等に努めるものとする。

（五）図書館協議会

1　市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2　図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、公募による利用者及び住民、学校教育及び社会教育の関係者、関係機関及び関係団

体、文化活動及び読書活動に関わる者、事業者等、地域の多様な関係者の参画を得るよう努めるものとする。

3 図書館協議会は、基本的運営方針、事業計画、運営の状況に関する点検及び評価その他図書館運営に関する事項について協議し、利用者及び住民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

4 図書館協議会を設置しない場合においても、地域の実情に応じ、利用者及び住民等の意見を図書館運営に反映するための機会を設けることが望ましい。

（六）施設・設備

1 市町村立図書館の設置者は、本基準に示すサービス水準を達成するため、図書館情報資源の開架・閲覧、保存、レファレンスサービス、集会・展示等に必要な施設及び設備を確保するとともに、用途に応じた空間区分や音環境への配慮等により、利用者の快適性及び利便性の確保に努めるものとする。また、図書館を新設又は改修等整備する場合は、明確な仕様等書類の提示に努めるとともに、構想・計画、設計、施工から運営に至る各段階において、利用者及び住民や関係機関のニーズを把握するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用機会の普遍的な確保の観点から、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器その他図書館情報資源の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、必要なスペースの確保等に努めるものとする。

3 地域の実情に応じて図書館を複合施設として設置する場合は、この基準に示す図書館サービスの水準及び図書館の基本的機能を確保するとともに、複合化による相乗効果が得られるよう努めるものとする。

2 図書館情報資源

（一）図書館情報資源の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し、図書、記録、逐次刊行物、視聴覚資料、電子書籍、データベースその他の図書館情報資源の収集、整理、保存、活用及び将来世代への継承に関する方針（以下「収集方針」という。）を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館情報資源を計画的に整備するよう努めるものとする。この場合において、郷土資料及び地方行政資料（インターネット等で公表される電磁的記録を含む。）、地域住民や団体が発信した情報、電子書籍、新聞の全国紙及び主要な地方紙、視聴覚資料並びに障害の有無等にかかわらずアクセスが容易な資料等、多様な図書館情報資源の整備及び提供に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、郷土資料及び地方行政資料等について、電子化、デジタルアーカイブ化その他の適切な方法により長期的な保存及び提供を図るとともに、自由な利活用や二次利用の促進等により、知識及び情報の継承並びに活用による「知の循環」を促すよう努めるものとする。

4　市町村立図書館は、前項までの目的を達成するため、大学、専門機関その他の各種団体等との連携・協働に努めるとともに、国又は都道府県等が提供するデジタル基盤やネットワーク等の広域的な活用を図ることが望ましい。

（二）図書館情報資源の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、当該図書館の目的に沿った手段及び利用者の情報探索の特性に応じた方法を用いて図書館情報資源の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、電磁的記録を含む相互運用性にも配慮した統合的な書誌データの整備に努めるものとする。

3　図書館サービス

（一）貸出サービス等

1　市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度、複写サービス、インターネット等を利用したサービス及び電子書籍サービス等の運用により、利用者の多様な図書館情報資源に関する要求に的確に応えるよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、図書館の来館利用又は電子書籍サービス等の利用が困難な者に対して、開館日時にかかわらず利用することができるよう、郵送貸出、宅配サービスその他図書館外での貸出返却サービス等、地域の実情に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（二）情報サービス

1　市町村立図書館は、商用データベース、インターネット等その他の情報通信技術の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、図書館情報資源の提供、紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実及び高度化に努めるものとする。また、レファレンスサービスの記録を蓄積し、他の図書館と共有することにより、円滑なサービス運用に活用することが望ましい。

2　市町村立図書館は、利用者及び住民の誰もが十分に図書館機能を活用できるよう、図書館の利用案内及びテーマ別の資料案内等を充実するとともに、容易に図書館情報資源へアクセスできる環境を整備し、情報サービスの充実に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、利用者がインターネット等を利用して外部の情報へアクセスできる環境を提供するとともに、情報活用能力及び情報通信技術を適切に活用する能力の向上に資するため、多様な媒体を対象とした情報検索及び情報活用方法の提示その他必要な支援に努めるものとする。

4　市町村立図書館は、利用者の求めに応じ、必要な図書館情報資源へのアクセスを可能とするため、地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

（三）地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題並びに地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、生涯学習の観点から、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、専門的な機関、多様な職種の者並びに利用者及び住民との連携・協働による仕組みづくりを通じて、次に掲げる分野に関する図書館情報資源の整備及び提供その他の図書館サービスの実施に努めるものとする。

ア　就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事及び学び直し

イ　子育て、教育、自立支援、健康・医療、福祉並びに法律・司法手続

ウ　地方公共団体の政策決定、地方議会、行政事務の執行及び改善並びにこれらに関する理解

（四）　子どもの発達段階に対応したサービス

市町村立図書館は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）の趣旨を踏まえ、すべての子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）が家庭環境又は経済状況にかかわらず、自主的かつ自発的に読書活動を行い、それぞれの発達段階に応じた学びを得ることができるよう、地域の実情を踏まえ、計画的な取組及び環境の整備を推進し、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。この場合において、市町村立図書館は、学校その他の関係機関への支援並びに連携・協働を行うとともに、子ども、その保護者等の意見又は要望をサービスに反映することが望ましい。

ア　図書館情報資源の整備

発達段階に応じた電子書籍その他の電磁的記録を含む子ども向け図書館情報資源並びに体験的な学びを支援する道具類の整備及び提供

イ　企画・展示

読み聞かせ、展示、読書活動に関する行事等の実施並びに保護者等を対象とした子どもの読書活動支援、講座及び展示等の実施

ウ　地域との連携・協働

教育・保育施設、学校及び学校図書館その他子どもの居場所となる関係機関との連携・協働による取組

エ　情報活用能力等の育成

子どもが主体的な学びを通じてメディア情報リテラシーを習得するための図書館情報資源及び学習機会の提供

オ　環境の整備

不登校児童生徒を含む子どもが安心して利用できる居場所としての環境並びに自主的かつ自発的な読書及び学習を支援する取組及び環境の整備

（五） 利用機会の普遍的な確保に資するサービス

市町村立図書館は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）、文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）の趣旨を踏まえ、あらゆる年齢、障害の有無、使用する言語、居住環境その他の状況にかかわらず、すべての利用者及び住民による図書館情報資源の利用機会の普遍的な確保に資するサービスの充実に努めるものとする。この場合において、図書館は、読書バリアフリーの推進を図るとともに、個々の利用者の必要に応じた合理的配慮の提供、利用しやすい形式による図書館情報資源の提供、情報通信技術の活用その他必要な措置を講じるよう努めるとともに、著作権法その他の関係法令に留意しつつ、次に掲げる事項その他必要なサービスの充実に努めるものとする。

ア　図書館情報資源の整備

利用者のニーズに応じた読書バリアフリーに資する点字資料、大活字本、録音資料、LL ブック、手話や字幕を付した映像資料、デイジー図書、アクセスが容易な電子書籍、外国語資料及び各国事情に関する資料その他利用しやすい形式による図書館情報資源の収集及び整備並びにインターネットを活用したデータベース等の活用並びに分かりやすい提供方法の工夫

イ　施設及び設備の整備

対面朗読の設備、読書支援機器及び補助具の整備、理解しやすい館内表示並びにやさしい日本語その他多言語による利用案内の作成及び提供等、利用しやすい施設及び設備の整備による読書及び情報へのアクセス機会の確保

ウ　人的支援及び利用環境の整備

手話、筆談及び情報通信技術の活用等による利用者とのコミュニケーションの確保、図書館利用に関する支援、本人の意思及び選択に基づく利用登録その他の手続について来館を要しない方法又は支援者等を通じて行う方法の整備、インターネット等を利用したサービスの提供体制の充実、移動図書館、宅配及び郵送貸出サービスその他の非来館型サービスの実施等、利用上の障壁を除去し、又は軽減するために必要な環境整備及びサービスの充実

エ　関係者及び関係機関との連携・協働

読書に困難のある利用者及び住民、福祉、教育、医療、多文化共生その他の関係機関及び関係団体並びに専門的知識を有する者等との連携・協働による読書バリアフリーサービスに関する計画の立案、実施及び周知並びに評価

（六）多様な学習機会の提供

1　市町村立図書館は、利用者及び住民の多様性を包摂しつつ、生涯にわたって自主的かつ自発的な学習活動、創造的活動及び学び直しができるよう支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校及び学校図書館、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催し、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2　市町村立図書館は、利用者及び住民のメディア情報リテラシーの向上並びに情報格差の解消を支援するため、地域の多様な活動主体と連携・協働して必要な学習機会の提供に努めるものとする。

3　市町村立図書館は、前二項の活動を支援するため、学習活動のための施設及び設備の供用、図書館情報資源の提供並びに居場所としての取組等を通じて、その活動環境の整備に努めるものとする。

（七）ボランティア活動等の促進

1　市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動が、利用者及び住民等による学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることに鑑み、読み聞かせ等の多様な活動の機会及び場所を提供するよう努めるものとする。

2　市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会及び場所に関する情報の提供並びに当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4　職員

（一）職員の配置等

1　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責に鑑み、図書館サービスに関する見識並びに図書館の経営及び行政に必要な知識、経験及び能力を有するとともに、司書となる資格を有する者の任命に努めるものとする。

2　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的な図書館サービスを継続的かつ安定的に実施し、その向上を図るため必要な数の司書及び司書補を確保するよう、積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、専門性に配慮した任用その他必要な措置に努めなければならない。また、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質及び能力の向上を図る観点から、第一の四の２に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3　市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、図書館サービスの実施に必要な技能を有する職員を置くものとする。

4　市町村立図書館は、ニーズの多様化及び高度化に対応し、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を求めるよう努めるとともに、その活用及び配置に必要な体制の整備に努めるものとする。

（二）職員の研修

1　市町村の長又は市町村立図書館は、司書、司書補その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、関係機関・団体や多様な専門的知識を有する者との連携及び協働の下、継続的かつ計画的な研修の実施並びに人材育成に関する方針等の策定に努めるものとする。

2　前項の研修等の実施に当たっては、情報化・国際化の進展等社会の変化に対応するため、次に掲げる事項その他の知識及び技能の習得に努めるものとする。

ア　利用機会の普遍的な確保及び多文化共生

イ　デジタル技術を活用した業務の効率化及びサービスの向上

ウ　客観的な根拠に基づく図書館サービスの分析及び評価

エ　行政運営、財政及び法制執務

3　市町村立図書館は、研修や実務を通じて得られた知見及びノウハウが館内で適切に共有され、図書館の円滑な運営並及びサービスの改善向上に還元されるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

4　市町村の長又は市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質及び能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修、民間団体等が実施する認定資格並びに必要な研修への参加を促進するよう努めるものとする。また、館長、司書、司書補その他の職員に対して業務に関連する資格の取得を推奨することが望ましい。

二　都道府県立図書館

1　域内の図書館への支援・連携

1　都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、域内の市町村立図書館（図書館未設置市町村にあっては公民館図書室）及び類似の施設、学校図書館等（以下「域内の図書館」という。）の求めに応じ、それらの図書館への支援及び協働による環境構築に努めるものとする。

ア　図書館情報資源の紹介及び提供に関すること

イ　情報サービスに関すること

ウ　図書館情報資源の保存に関すること

エ　郷土資料及び地方行政資料の電子化並びにこれらの活用に関すること

オ　図書館の職員の研修に関すること

カ　その他図書館運営に関すること

2　都道府県立図書館は、域内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3　都道府県立図書館は、域内の図書館の相互協力の促進等に資するため、域内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

4　都道府県立図書館は、域内の図書館との連携協力を推進するため、広域デジタル基盤の整備及び活用に努めるものとする。

5　都道府県立図書館は、域内全体の図書館サービスの計画的な発展に資するよう努めるものとする。

2　施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の１の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア　研修

イ　調査研究

ウ　域内の図書館の求めに応じた資料保存等

3　調査・研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営に係る地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。また、都道府県立図書館は、その調査研究の成果を政策形成・事業改善につなげることが望ましい。

4　図書館情報資源

1　都道府県立図書館は、第二の二の６により準用する第二の一の２に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア　市町村及び市町村立図書館等の要求に十分に応えるための図書館情報資源の整備

イ　高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する図書館情報資源の目録・索引等の整備及び配布

2　都道府県立図書館は、地域社会に大きな影響を及ぼした事故・災害その他の出来事について、その記録と教訓を後世に継承するとともに、地域の諸施策に活用できる知的基盤の形成に資するため、関連する図書館情報資源について計画的な収集、保存及び活用を図るとともに、市町村立図書館その他の関係機関と連携し、その散逸の防止及び継承に努めるものとする。

5　職員

1　都道府県の長又は都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の６により準用する第二の一の４の(一)に定める職員のほか、第二の二の１、３及び４に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2　都道府県の長又は都道府県教育委員会は、域内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、国及び関係機関その他の関係団体と連携を図りながら、都道府県に求められる役割に応じて必要な研修を行うよう努めるものとする。

6　準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三　私立図書館

一　管理運営

1　運営の状況に関する点検及び評価等

1　私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2　私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3　私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

5　広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

6　開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

7　施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二　図書館情報資源

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館情報資源を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三　図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。その際、図書館の利用に障害のある者が当該図書館を利用できるよう、必要な環境の整備に努めるとともに、合理的配慮を提供するものとする。

四　職員

1　私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2　私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保するとともに、多様な機関の職員との交流及び連携を図ることが望ましい。